平成２４年（フ）第１１９号
富山市山田湯1565番地
破産者　有限会社平等富士薬品
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１号
最後の住所福井県大飯郡おおい町大島第82号20番地４
破産者　亡内谷正雄相続財産
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第７４号
長野県小諸市大字御影新田1940番地１
破産者　有限会社市川建設興業
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第２４６５号
京都市山科区東野森野町21番地
破産者　洛陽合繊染色株式会社
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１００３号
京都府宇治市木幡西浦21番地の３第２ユニ宇治１―306
破産者　有限会社ハウズ
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５９３号
京都市北区平野宮西町67番地
破産者　有限会社惣七カンパニー
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
神戸市中央区元町通６―１―８東栄ビル
破産者　株式会社ネクストフロンティア
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
高知市南新田町１番13号
破産者　株式会社橋本工業
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２００号
高知県吾川郡いの町波川1978番地１
破産者　有限会社池ハイヤー
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７０３号
札幌市中央区南12条西23丁目１番35―111号
破産者　楠野　宏一
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１号
秋田県由利本荘市八幡下41番地12
破産者　若杉真奈美
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第６４号
青森県弘前市大字城西５丁目15番地　市営住宅Ｂ―304号
破産者　住吉　鈴子
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４１号
福島県いわき市小名浜字隼人120番地の１　アメニティ隼人Ｄ―１、前住所盛岡市津志田中央１丁目６番35―401号
破産者　福本　好宏
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第４９号
福島県いわき市川部町根小屋76番地の２
破産者　酒井　文子
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第３１号
茨城県日立市十王町友部2630番地の１
破産者　火口内一雄
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第８１号
栃木県足利市鹿島町207番地１　荷山ハイツ205、前住所群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2044番地２
破産者　髙野　　剛
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第８２号
群馬県太田市龍舞町5059番地　ノーヴァＢ―202号、申立時の住所群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2044番地２
破産者　久保田佳子（旧姓髙野）
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２１７８号
さいたま市中央区大字下落合1712番地　ＮＷ―1005号
破産者　杉山　圭二
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５１２号
さいたま市南区文蔵５丁目25番12号
破産者　鈴山　博三
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８１号
さいたま市中央区本町東５丁目20番11号、旧住所さいたま市桜区大字神田188番地　ヴァンベール神山Ⅰ―206
破産者　福澤　信二
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係